

平成 15 年 住宅・土地統計調査結果の概要

香 川 県 分

平成 1 7 年 2 月

香 川 県 総 務 部 統 計 調 査 課

## 利 用 上 の 注 意

- 1 . ここに掲げた統計表は、標本調査による推定値であるため、10位を四捨五入して10位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の合計が必ずしも総数とは一致しない。
- 2 . 平均値については、それぞれ次のように表章した。
  - ア . 居住室数、畳数、延面積については、小数点以下第2位まで表章(第3位を四捨五入)
  - イ . 家賃については、小数点以下は四捨五入
  - ウ . 割合及び増減率については、小数点以下第1位まで表章(第2位を四捨五入)
- 3 . 全国の数値は、確定結果が集計中のため、確定結果とは異なることがあるので注意されたい。
- 4 . 統計表中に使用されている記号は次のとおりである。
  - ア . 「 - 」は調査又は集計したが該当数字のないもの
  - イ . 「 ... 」は調査又は集計していないもの
  - ウ . 「 0 」は調査又は集計したが、表章単位に満たないもの

## 目 次

### 《調査の概要》

### 《用語の解説》

### 【調査結果の概要】

#### 1 住宅・世帯の概況

- (1) 総住宅数と総世帯数 . . . . . 1
- (2) 居住世帯の有無 . . . . . 1

#### 2 住宅の状況

- (1) 住宅の種類 . . . . . 2
- (2) 建て方、構造 . . . . . 3
- (3) 建築の時期 . . . . . 5
- (4) 所有の関係 . . . . . 6
- (5) 住宅の規模 . . . . . 6
- (6) 敷 地 . . . . . 8
- (7) 設 備 . . . . . 8

#### 3 世帯の居住状況

- (1) 世帯の持ち家率 . . . . . 1 2
- (2) 家計を主に支える者の居住状況 . . . . . 1 2
- (3) 居住密度 . . . . . 1 4
- (4) 借家の家賃 . . . . . 1 4
- (5) 最寄りの生活関連施設までの距離 . . . . . 1 5

#### 4 居住水準の状況

- (1) 最低居住水準 . . . . . 1 6
- (2) 誘導居住水準 . . . . . 1 7

#### 5 高齢者のいる世帯

- (1) 世帯数の推移 . . . . . 1 8
- (2) 住宅の建て方、所有の関係 . . . . . 1 9
- (3) 居住状況 . . . . . 2 1
- (4) 高齢者等のための設備工事 . . . . . 2 2

#### 6 住宅・土地所有の概況 . . . . . 2 3

#### 7 世帯が所有する現住居以外の住宅 . . . . . 2 5

#### 8 世帯が所有する現住居の敷地以外の宅地など . . . . . 2 7

## 1 住宅・世帯の概況

### (1) 総住宅数と総世帯数

総住宅数は総世帯数を58,600戸上回る

平成15年10月1日現在における香川県の総住宅数は421,100戸、総世帯数は362,500世帯となっている。平成10年からの増加数をみると、それぞれ15,800戸、12,100世帯、増加率は3.9%、3.5%となっている。

総住宅数と総世帯数の関係をみると、昭和43年には総住宅数が4,100戸、総世帯数を上回っているに過ぎなかったが、その後も総住宅数は総世帯数の増加を上回る増加を続けた。その結果、平成15年には総住宅数が総世帯数を58,600戸上回って、1世帯あたりの住宅は1.16戸となり、全国の1.14戸を上回っている。〈付表1-1〉

### (2) 居住世帯の有無

総住宅数の13.9%が空き家

総住宅数が総世帯数を上回る状況の中で、平成15年における居住世帯の有無別の状況を見ると、居住世帯のある住宅は360,300戸で、総住宅数の85.6%を占め、空き家や建築中の住宅などの居住世帯のない住宅は60,800戸で、14.4%となっている。

居住世帯のない住宅のうち空き家について、その推移をみると、昭和43年には8,900戸に過ぎなかったが、その後一貫して増加を続け、平成15年には58,400戸となった。また、総住宅数に占める空き家の割合(空き家率)は昭和63年に初めて1割を超え、平成15年においては13.9%と、平成10年に比べ1.6ポイントの上昇となっている。

平成15年の全国の空き家率は、平成10年に比べ0.7ポイント上昇した12.2%となっており、空き家率は本県の方が上回っている。〈付表1-2〉

図1-1 総住宅数及び総世帯数の推移  
-香川県(昭和43年～平成15年)

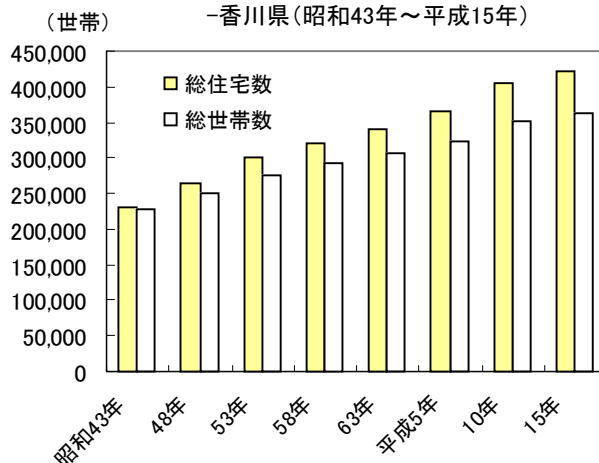
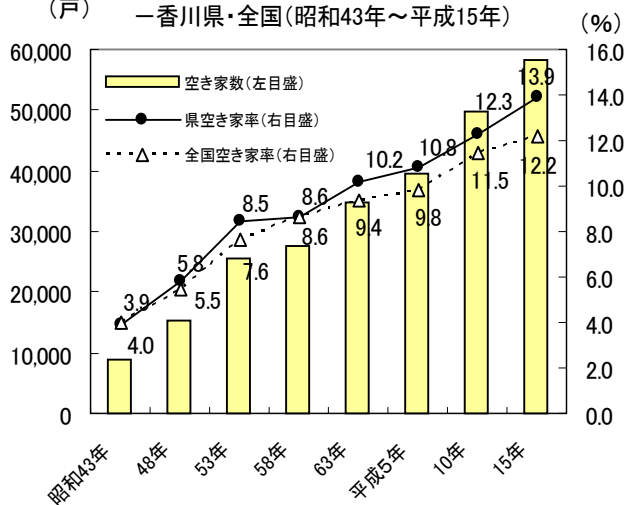


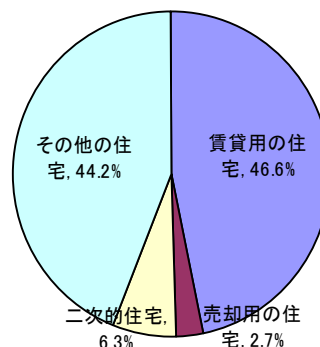
図1-2 空き家数及び空き家率の推移  
-香川県・全国(昭和43年～平成15年)



空き家の内訳についてみると、「賃貸用」が27,200戸、「売却用」が1,600戸で、それぞれ空き家全体の46.6%、2.7%となっており、供給可能な住宅が約半数を占めている。

<付表 1-2>

図1-3 空き家の内訳－香川県(平成15年)



## 2 住宅の状況

### (1) 住宅の種類

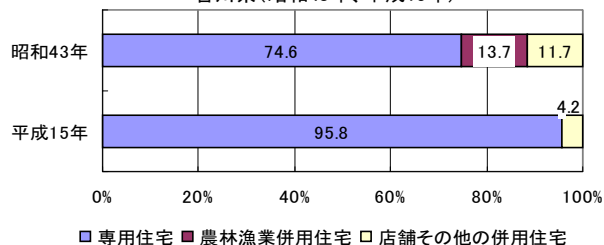
「専用住宅」が住宅全体の95.8%を占める

住宅は、そこに居住する世帯に応じて多種多様な利用がなされているが、住宅360,300戸を住宅の種類別にみると、居住専用に建築された「専用住宅」が345,200戸、居住部分が農林漁業や店舗等の事業用の部分と結合している「店舗その他の併用住宅」が15,200戸となっており、専用住宅の占める割合(95.8%)が極めて高くなっている。

全国の「専用住宅」の割合は96.6%で、本県の方が0.8ポイント低くなっている。

高度経済成長期の昭和43年には「専用住宅」が74.6%、「農林漁業併用住宅」が13.7%、「店舗その他の併用住宅」が11.7%となっていた。その後、農林漁業従業者の減少等により、「店舗その他の併用住宅」(農林漁業併用住宅を含む。)の占める割合は大幅な縮小を続け、平成15年では4.2%となった。<付表 2-1>

図2-1 住宅の種類別割合  
－香川県(昭和43年、平成15年)



## (2) 建て方、構造

### 共同住宅の割合は引き続き拡大

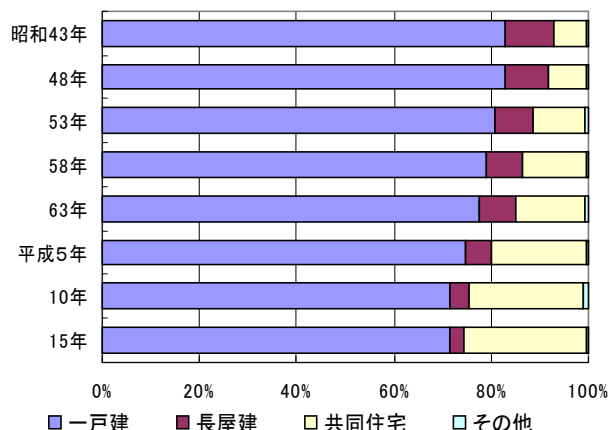
平成15年における住宅の状況を住宅の建て方別にみると、一戸建が257,400戸で、住宅全体の71.4%を占め、長屋建が11,300戸で3.1%、共同住宅が90,300戸で25.1%、その他が1,300戸で0.4%となっている。

平成10年と比べると、一戸建は、9,300戸、3.7%増で、この間の住宅全体の伸び(3.7%増)と同じ増加率であった。一方、共同住宅は8,900戸、10.9%増と大幅に増加し、住宅全体の増加率を大幅に上回っている。

建て方別の割合の推移をみると、一戸建及び長屋建が縮小傾向を続けているのに対し、共同住宅は一貫して拡大している。

全国の一戸建の割合は56.5%で、本県が14.9ポイント上回っている一方、全国の共同住宅の割合は40.0%で、本県の方が14.9ポイント下回っている。〈付表2-2〉

図2-2 住宅の建て方別割合の推移  
—香川県(昭和43年～平成15年)



### 進む共同住宅の高層化

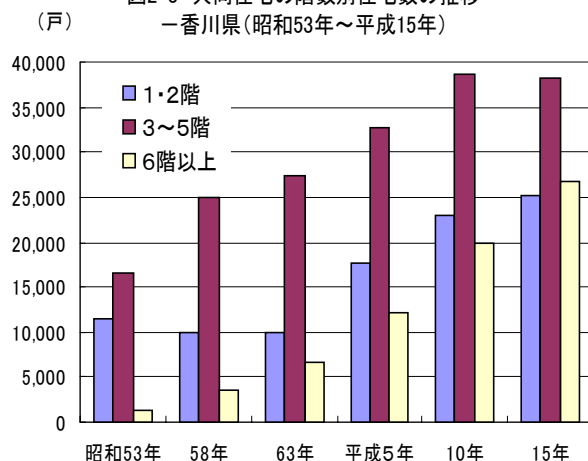
共同住宅について階数別にみると、「1・2階」が25,300戸で、共同住宅全体の28.0%を占め、「3～5階」は38,300戸で42.4%、「6階以上」は26,700戸で29.6%と、3階以上の共同住宅が3分の2以上を占めている。

平成10年と比べると、「1・2階」が10.0%増、「3～5階」は1.0%減、「6階以上」は34.8%増と、6階以上の増加率は共同住宅全体の増加率(10.9%増)を大きく上回っており、全国同様、本県も共同住宅の高層化が進行していることを示している。

全国では、「1・2階」は、共同住宅全体の28.9%、「3～5階」は41.9%、「6階以上」は29.1%と、3階以上の共同住宅が共同住宅全体に占める割合は、本県の方が上回っている。

〈付表2-3〉

図2-3 共同住宅の階数別住宅数の推移  
—香川県(昭和53年～平成15年)



## 非木造化が進む共同住宅

住宅の構造を建て方別にみると、一戸建住宅では木造（防火木造を含む。）が237,200戸で、一戸建住宅全体の92.2%と木造建築住宅が9割以上を占めている。長屋建住宅でも木造が8,200戸で、長屋建住宅全体の72.6%と木造建築が約7割を占めている。

これに対し、共同住宅では、鉄筋・鉄骨コンクリート造が、69,100戸で共同住宅全体の76.5%を占め、木造は4,900戸（5.4%）にすぎず、鉄筋・鉄骨コンクリート造が主たる建築構造となっている。〈付表2-5〉

また、昭和43年以降における住宅全体の構造別の割合の推移をみると、木造の割合は、昭和43年の92.7%から一貫して低下し、平成15年には69.5%となっている。一方、非木造の割合は昭和43年の7.3%から平成15年の30.5%に一貫して上昇しており、この間、住宅の非木造化が進んでいることを示している。

全国の木造の割合は61.4%となっており、木造の割合は本県の方が8.1ポイント上回っている。〈付表2-4〉

図2-4 住宅の建て方別にみた構造別割合  
—香川県(平成15年)

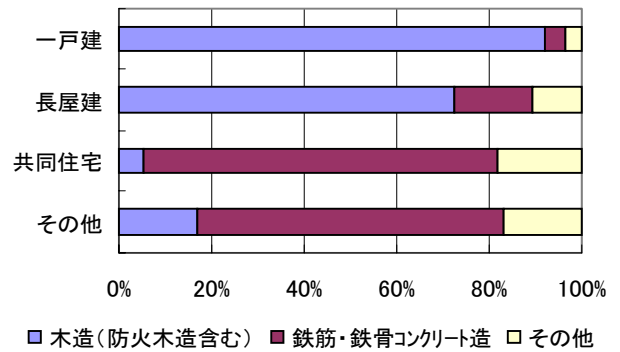
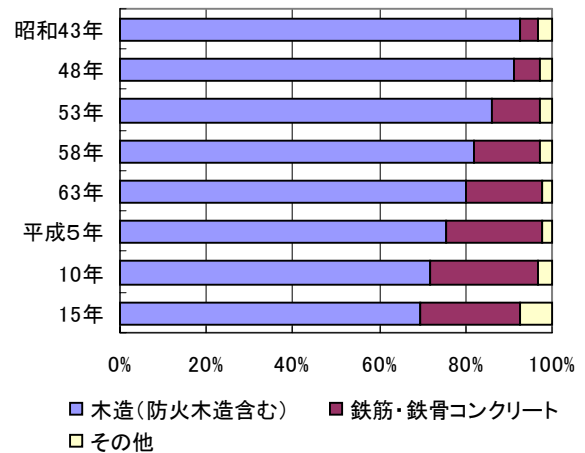


図2-5 住宅の構造別割合の推移  
—香川県(昭和43年～平成15年)



\*その他は、鉄骨造、レンガ造、ブロック造など

### (3) 建築の時期

#### 県内住宅は全国に比べ老朽化

住宅を建築の時期別にみると、「昭和25年以前」に建築された住宅は26,600戸、一方昭和26年以降に建築された住宅は326,300戸で、昭和26年以降に建築された住宅が住宅全体の90.6%となっている。

昭和26年以降に建築された住宅の内訳をみると、昭和26年～昭和35年が17,300戸で住宅全体の4.8%、昭和36年～45年が40,000戸(11.1%)、昭和46年～55年が78,500戸(21.8%)、昭和56年～平成2年が80,100戸(22.2%)、平成3年～7年が42,800戸(11.9%)、平成8年～10年が28,300戸(7.9%)、平成11年～15年9月が39,300戸(10.9%)となっており、昭和56年以降の約23年間に建築された住宅が住宅全体の過半数を占めている。

建築の時期別の割合を全国と比較すると、昭和55年までに建築された住宅の割合は、本県の方が7.5ポイント上回っており、本県の住宅は全国に比べて老朽化していることを示している。

<付表2-6>

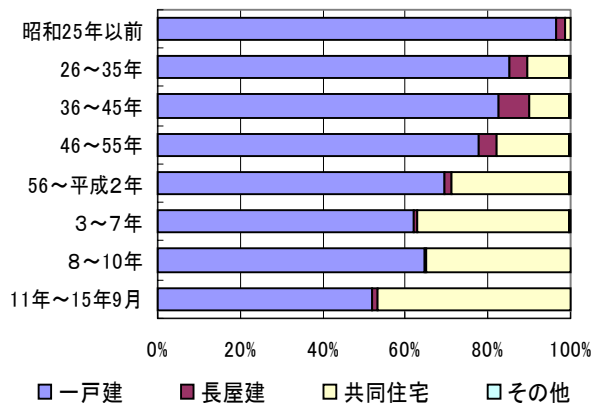
#### 平成11年以降に建築された住宅のほぼ半数は共同住宅

建築の時期別に建て方の割合をみると、「昭和25年以前」に建築された住宅では、一戸建が96.2%、長屋建が2.3%とほとんどが一戸建と長屋建で占められており、共同住宅は1.1%にすぎない。

一方、昭和26年以降に建築された住宅は、「昭和25年以前」に建築された住宅と比べ、一戸建・長屋建の占める割合は縮小し、共同住宅の割合は拡大している。

共同住宅の割合は増加を続け、平成11年以降に建築された住宅は一戸建が51.9%、共同住宅が46.8%となっており、共同住宅の割合がほぼ半数を占めるようになった。<付表2-7>

図2-6 住宅の建築時期別に見た建て方別割合  
—香川県(平成15年)



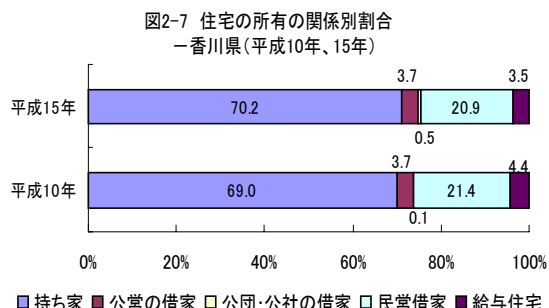


#### (4) 所有の関係

持ち家住宅率は70.2%に上昇

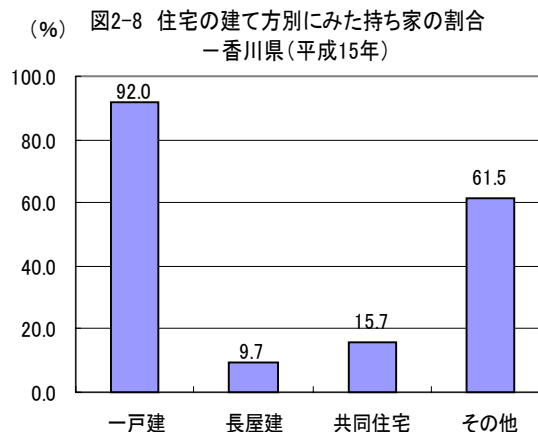
住宅を所有の関係別にみると、持ち家が252,800戸で、住宅全体に占める割合(持ち家住宅率)は70.2%となり、平成10年(69.0%)に比べ1.2ポイント上昇した。また、借家は103,100戸で、住宅全体の28.6%を占めている。

全国の持ち家住宅率は61.2%で、本県の方が9.0ポイント上回っている。<付表2-8>



一戸建で多い持ち家の割合

住宅の建て方別に所有の関係を見ると、一戸建は持ち家が92.0%、借家が7.8%、長屋建はそれぞれ9.7%、85.8%、共同住宅はそれぞれ15.7%、80.7%となっており、一戸建では持ち家が、長屋建及び共同住宅では借家が大半を占めている。<付表2-9>



#### (5) 住宅の規模

専用住宅の1住宅当たり延べ面積は111.94㎡に増加

住宅の規模は、住宅の居住水準を測る上での大きな要素である。ここでは、居住専用に建築された「専用住宅」について、その規模を見てみる。

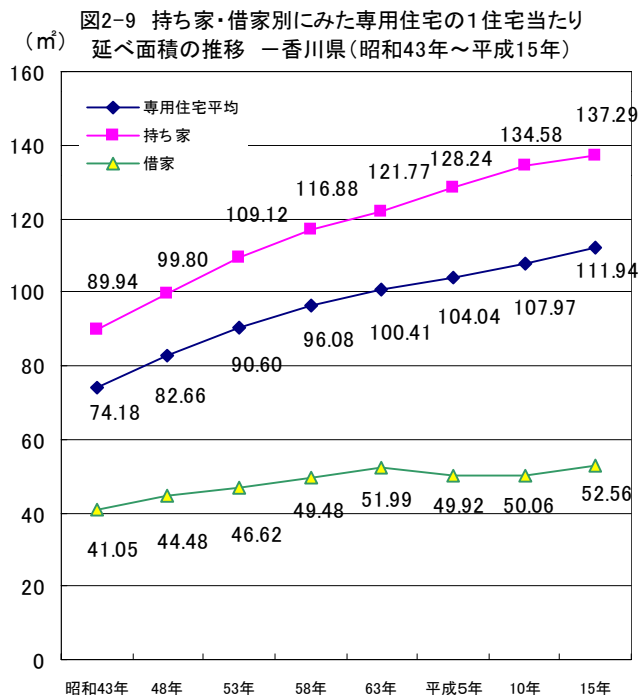
平成15年における専用住宅の1住宅当たりの居住室数、居住室の畳数及び延べ面積(居住室のほか玄関、トイレ、台所などを含めた住宅の床面積の合計)をみると、居住室数は5.68室、居住室の畳数は38.53畳、延べ面積は111.94㎡となっている。

平成10年に比べ、居住室数は0.02室、居住室の畳数は1.44畳、延べ面積は3.97㎡それぞれ増加している。<付表2-10>

専用住宅の規模を所有の関係別にみると、持ち家では1住宅当たり居住室数が6.71室、居住室の畳数が46.33畳、延べ面積が137.29㎡となっているのに対し、借家ではそれぞれ3.25室、20.25畳、52.56㎡といずれも持ち家の半分以下となっている。

この持ち家・借家の規模の格差は従来からみられるものである。

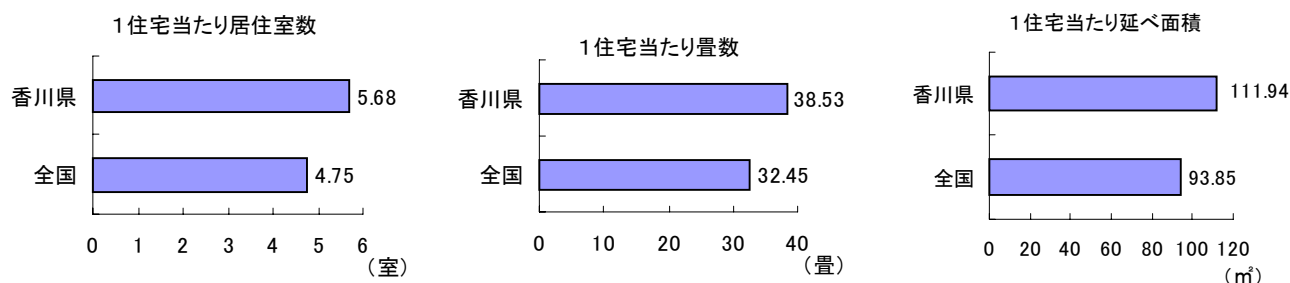
<付表2-10>



住宅の規模は全国よりも大きい

専用住宅の規模を全国と比較すると、全国の1住宅当たり居住室数は4.75室、居住室の畳数は32.45畳、延べ面積は93.85㎡となっており、本県の方が居住室数は0.93室、居住室の畳数は6.08畳、延べ面積は18.09㎡それぞれ上回っており、本県の専用住宅の規模は全国よりも大きくなっている。 <付表2-11>

図2-10 1住宅当たり居住室数、居住室の畳数、延べ面積



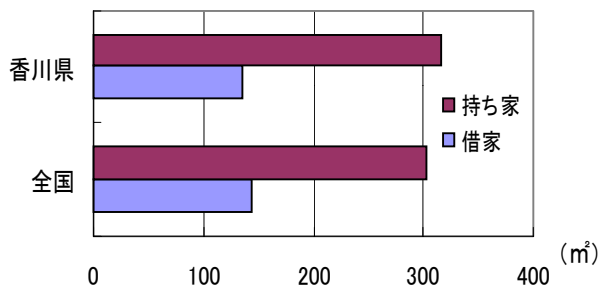
(6) 敷地

持ち家の敷地面積は借家の2倍以上

一戸建の住宅 257,400 戸について、住宅の所有の関係別に敷地面積別住宅数をみると、持ち家では敷地面積 200 m<sup>2</sup>以上の住宅が 59.8%と約 6 割を占めるのに対して、借家では 100 m<sup>2</sup>未満が 54.5%と過半数を占めている。

1 住宅当たり敷地面積をみても、借家の 136 m<sup>2</sup>に対し、持ち家は 317 m<sup>2</sup>と借家の 2 倍以上の広さとなっている。これを全国と比較すると、持ち家では本県が 14 m<sup>2</sup>広く、借家では本県が 8 m<sup>2</sup>狭くなっている。〈付表 2-12〉

図2-11 一戸建住宅の1住宅当たり敷地面積  
—香川県・全国(平成15年)



(7) 設備

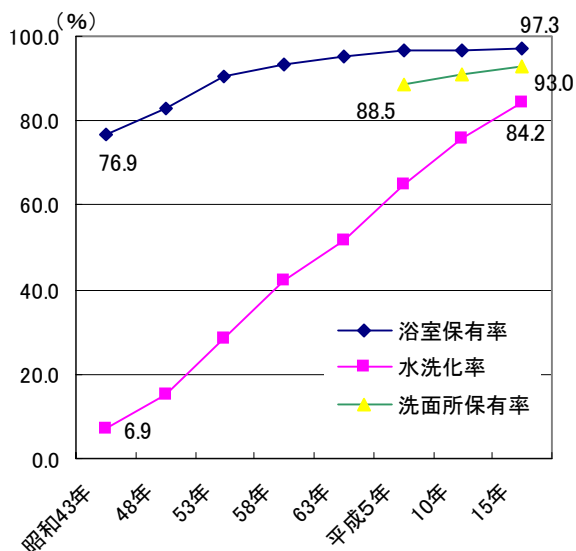
水洗化率は 84.2%、洋式トイレ保有率は 80.2%

水洗トイレ(浄化槽による水洗トイレを含む。)のある住宅は 303,200 戸で、平成 10 年から 40,700 戸(15.5%)増加した。また、住宅全体に占める水洗トイレのある住宅の割合(水洗化率)は 84.2%となり、平成 10 年の 75.6%に比べ 8.6 ポイント上昇した。

今回新たに調査した洋式トイレのある住宅は 289,100 戸で、住宅全体に占める割合(洋式トイレ保有率)は、80.2%となっている。

住宅の所有の関係別に洋式トイレ保有率をみると、持ち家は 82.8%、借家は 77.3%となっている。借家の中では、公団・公社の借家が 100.0%と最も高く、次いで非木造の民間借家が 92.7%、給与住宅が 82.5%とそれぞれ住宅全体の割合(80.2%)を上回っているが、木造の民間借家は 51.9%と低い保有率となっている。

図2-12 浴室保有率、水洗化率、洗面所保有率の推移  
—香川県(昭和43年~平成15年)



浴室のある住宅は、350,700 戸で、住宅全体に占める割合(浴室保有率)は 97.3%となって

いる。住宅の所有の関係別に浴室保有率をみると、持ち家は99.2%、借家は96.9%となっている。借家の中では、公団・公社の借家が100.0%と最も高く、次いで給与住宅が99.2%、非木造の民間借家が98.4%とそれぞれ住宅全体の割合(97.3%)を上回っているが、木造の民間借家は92.4%と低い保有率となっている。

洗面所については、保有率が93.0%となり、住宅の所有の関係別にみると、持ち家は96.4%、借家は88.8%となっている。

専用の台所の数についてみると、台所が1か所の住宅は335,800戸で、住宅全体の93.2%を占めており、2か所以上ある住宅は20,100戸で5.6%となっている。

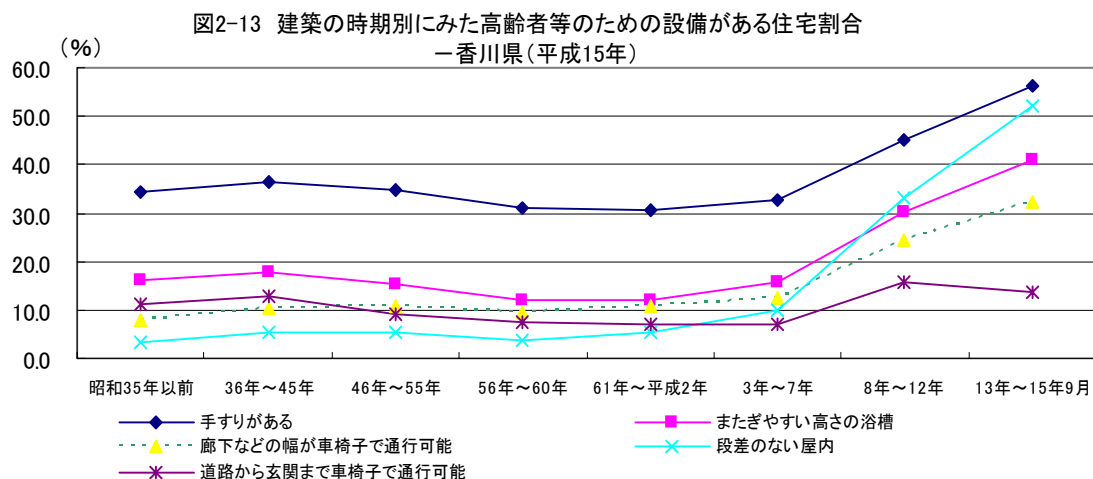
<付表 2-13、2-14、2-15>

高齢者等のための設備のある住宅は最近の建築年で高い割合を示す

高齢者や身体障害者などに配慮した住宅設備についてみると、「手すりがある」住宅は128,300戸で、住宅全体の35.6%となっている。手すりの設置場所をみると、「階段」が83,900戸で、住宅全体の23.3%と最も多く、次いで、「浴室」が59,600戸で16.5%、「トイレ」が53,500戸で14.8%、「廊下」が16,400戸で4.6%、「玄関」が15,400戸で4.3%となっている。

また、「またぎやすい高さの浴槽」がある住宅は65,300戸で18.1%、「廊下などの幅が車椅子で通行可能」な住宅は47,500戸で13.2%、「段差のない屋内」となっている住宅は41,700戸で11.6%、「道路から玄関まで車椅子で通行可能」な住宅は36,100戸で10.0%となっている。

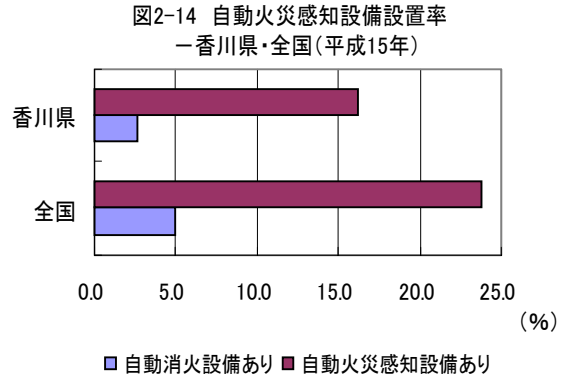
高齢者等のための設備がある住宅の割合を建築の時期別にみると、平成2年以前に建築された住宅では、「手すりがある」が33.6%、「またぎやすい高さの浴槽」は14.8%、「廊下などの幅が車椅子で通行可能」は10.0%、「段差のない屋内」は4.7%、「道路から玄関まで車椅子で通行可能」は9.4%となっているのに対し、平成13年～15年9月に建築された住宅では、それぞれ、56.3%、41.1%、32.1%、52.1%、13.7%となっており、最近建築された住宅で高齢者等のための設備がある住宅の割合は高くなっている。特に、「手すりがある」「段差のない屋内」の割合は半数を超えている。 <付表 2-16>



**自動火災感知設備設置率は全国平均を下回る**

今回新たに調査した自動火災感知設備のある住宅数は 58,400 戸で、住宅全体に占める割合は 16.2% となっている。このうち、自動消火設備（スプリンクラー等）がある住宅は 9,300 戸で、2.6% となっている。

全国と比較すると、「自動火災感知設備がある」住宅は 23.8%、「自動消火設備がある」住宅は 5.0% となっており、本県は全国平均よりも自動火災感知設備設置率は下回っている。 <付表 2-17>



**太陽熱を利用した省エネルギー設備等の設置率は全国平均を上回る**

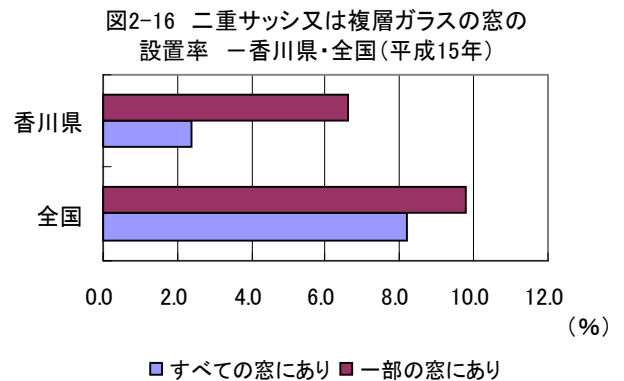
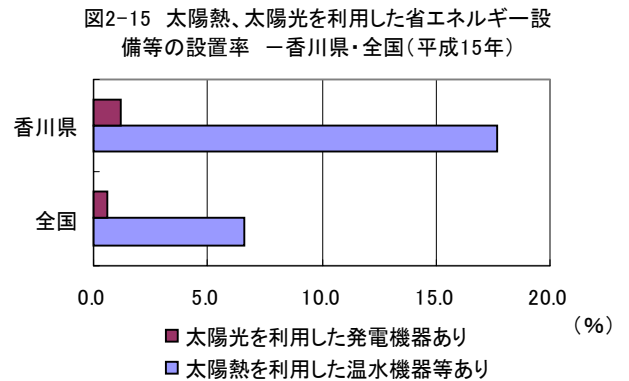
今回新たに調査した省エネルギー設備等のある住宅についてみると、「太陽熱を利用した温水機器等がある」住宅は 63,700 戸で、住宅全体に占める割合は 17.7% となっており、「太陽光を利用した発電機器のある」住宅は 4,300 戸（1.2%）、二重サッシ又は複層ガラスの窓が「すべての窓にある」住宅は 8,600 戸（2.4%）、「一部の窓にある」住宅は 23,900 戸（6.6%）となっている。

これを住宅の所有の関係別にみると、持ち家では「太陽熱を利用した温水機器等がある」住宅が 24.3%、「太陽光を利用した発電機器のある」住宅が 1.7%、二重サッシ又は複層ガラスの窓が「すべての窓にある」住宅は 3.1%、「一部の窓にある」住宅は 8.4% となっているのに対し、借家では、それぞれ 2.1%、0.1%、0.8%、2.6% と、省エネルギー設備等を設置している住宅は、持ち家で多くなっている。

全国の割合と比較すると、「太陽熱を利用した温水機器等がある」住宅の割合は 6.6% で、本県の方が 11.1 ポイント上回っている。

また、二重サッシ又は複層ガラスの窓が「すべての窓にある」住宅は 8.2%、「一部の窓にある」住宅は 9.8% となっており、こちらの方はそれぞれ、本県が 5.8 ポイント、3.2 ポイント下回っている。

<付表 2-17>



敷地内に駐車スペースのある住宅は 88.2%

駐車スペースのある住宅についてみると、駐車スペースが「敷地内」にある住宅は 265,300 戸で、住宅全体に占める割合(駐車スペース確保率)は 88.2%、「敷地外」にある住宅は 39,500 戸で 13.1%となっている。これを平成 5 年(83.5%、17.2%)と比べると、「敷地内」にある住宅が 4.7 ポイントの上昇、「敷地外」にある住宅が 4.1 ポイントの低下となっており、10 年前に比べ敷地内に駐車スペースを確保している住宅が増加している。

全国の「敷地内」にある住宅の割合は 84.6%となっており、駐車スペースが「敷地内」にある割合は本県の方が上回っている。<付表 2-18>

持ち家のうち耐震工事をした住宅の割合は 3.1%

持ち家のうち、今回新たに調査した平成 11 年 1 月以降に耐震工事をした住宅は、7,800 戸で、住宅全体に占める割合は 3.1%となっている。

耐震工事をした住宅の割合を建築の時期別に見てみると、「平成 13 年～15 年 9 月」に建築された住宅が 13.0%と最も高く、次いで「平成 8 年～12 年」に建築された住宅が 4.2%となっており、近年建築された住宅で高くなっている。<付表 2-19>

### 3 世帯の居住状況

#### (1) 世帯の持ち家率

当調査では、持ち家に居住する主世帯の普通世帯全体に占める割合を「持ち家世帯率」といって、「持ち家住宅率」と区別している。

持ち家世帯率は69.9%

平成15年の持ち家世帯率は69.9%で、前回の68.7%に比べて1.2ポイント上昇している。全国の持ち家世帯率は60.9%で、本県の方が9.0ポイント上回っている。

世帯の年間収入階級別にみると、年間収入が高くなるにつれて持ち家世帯率が高くなる傾向にあり、年間収入「300～400万円未満」の世帯で68.9%、「500～700万円未満」の世帯で76.6%、「1500万円以上」の世帯で91.0%などとなっている。

また、年間収入が低くなるにつれて、本県と全国の差が大きくなる傾向にあり、年間収入「700～1,000万円未満」の世帯で1.7ポイント、「500～700万円未満」の世帯で6.3ポイント、「400～500万円未満」の世帯で9.4ポイントの差などとなっている。

<付表3-1、3-2>

図3-1 持ち家世帯率の推移  
—香川県、全国(昭和58年～平成15年)

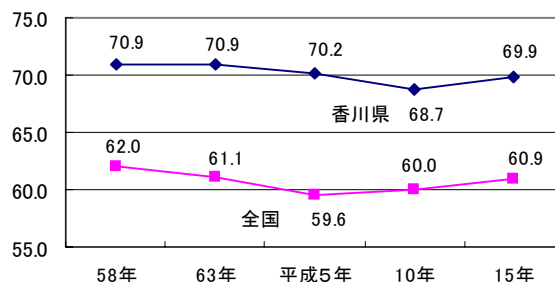
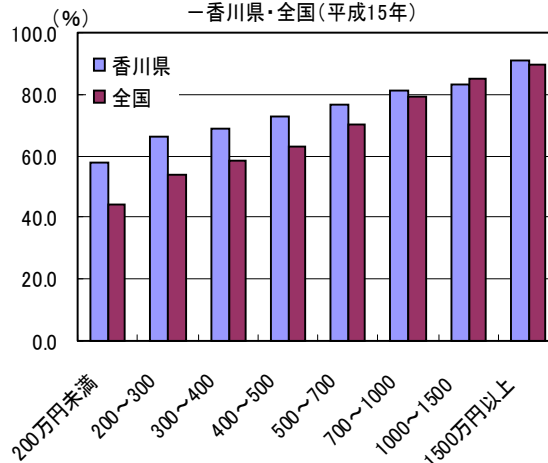


図3-2 世帯の年間収入階級別持ち家世帯率  
—香川県・全国(平成15年)



#### (2) 家計を主に支える者の居住状況

ほとんどの年齢階級で持ち家世帯率が低下

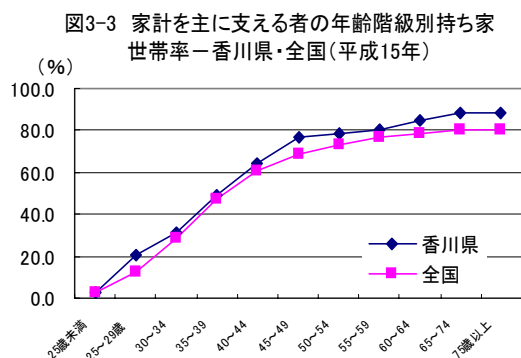
家計を主に支える者の年齢階級別に持ち家世帯率をみると、「25～29歳」では20.4%と低いが、「30～34歳」で30.9%、「35～39歳」で49.4%と大きく上昇し、「40～44歳」で64.3%となり、55歳以上の各年齢階級で8割を超えている。

表3-1 家計を主に支える者の年齢階級別持ち家世帯率の推移 - 香川県(昭和63年～平成15年)

	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年
総数	70.9	70.2	68.7	69.9
25歳未満	7.7	4.9	3.2	2.8
25～29	24.4	19.0	15.7	20.4
30～34	45.5	41.7	32.7	30.9
35～39	62.5	60.2	49.5	49.4
40～44	73.3	71.5	68.3	64.3
45～49	75.9	76.5	75.6	76.4
50～54	81.4	80.1	79.5	78.5
55～59	86.1	83.4	82.6	80.3
60～64	88.8	86.3	87.2	84.6
65～74	84.5	87.1	88.6	88.5
75歳以上	78.4	85.1	85.6	88.0

年齢階級別の持ち家世帯率の推移をみると、年齢階級が高くなるにつれて持ち家世帯率も高くなるという傾向は変わらないものの、平成10年に比べ、ほとんどの年齢階級で持ち家世帯率が低下している。

全国と比較すると、「25歳未満」を除くすべての年齢階級で本県の方が持ち家世帯率は上回っている。全国との差が大きいのは「65～74歳」で8.5ポイント、「75歳以上」で7.9ポイント、「25～29歳」で7.7ポイント、それぞれ、本県の方が上回っている。〈付表3-2〉



**持ち家で長い通勤時間**

家計を主に支える者が雇用者である普通世帯（以下「雇用者普通世帯」という。）について、家計を主に支える者の通勤時間別にみると、自宅又は住み込みである「0分」の世帯は2,900世帯で雇用者普通世帯全体の1.6%を占めており、これを含めた通勤時間「14分以下」が50,400世帯で27.1%、「15～29分」が66,700世帯で35.8%となっており、通勤時間30分未満の世帯が6割を超えている。一方、通勤時間「1時間以上」の世帯は13,500世帯で7.2%となっている。

住宅の所有の関係別に平均通勤時間をみると、持ち家が26.0分に対し、持ち家以外は20.4分となっており、持ち家の通勤時間の方が長い。借家の中では公営の借家が22.5分と最も長くなっている。

雇用者普通世帯全体の平均通勤時間は24.0分で平成10年(23.6分)に比べ0.4分長くなっている。全国の平均通勤時間は34.2分で、本県の方が10.2分短い。通勤時間「1時間以上」の世帯の割合をみると、全国は22.1%、本県は7.2%となっており、その差は大きい。

〈付表3-3、3-4〉

図3-4 住宅の所有の関係別家計を主に支える者(雇用者)の通勤時間別割合—香川県(平成15年)

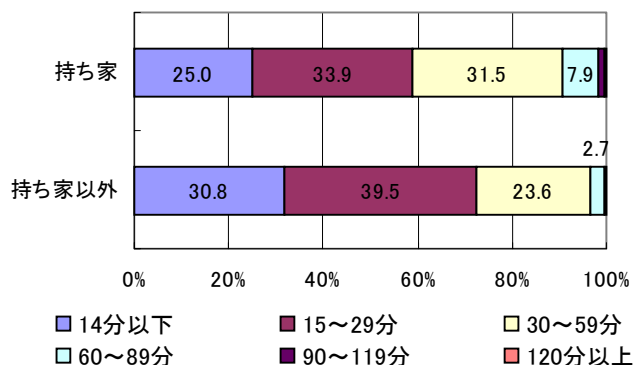
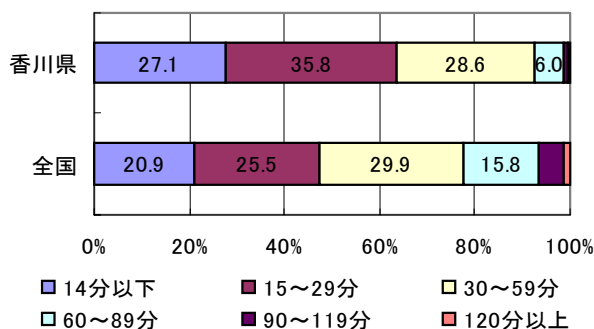


図3-5 家計を主に支える者(雇用者)の通勤時間別割合—香川県・全国(平成15年)





### (3) 居住密度

一人当たり居住室の畳数は14.02畳に増加

住宅に居住する世帯の一人当たり居住室の畳数は、昭和58年の9.72畳から一貫して増加し、平成15年では14.02畳となった。この結果、昭和58年から平成15年までの20年間に、一人当たり居住室の畳数は1.44倍に増加し、世帯の居住密度が大幅に改善されている。

一人当たりの居住室の畳数を住宅の所有の関係別にみると、持ち家が15.27畳、借家が9.61畳となっており、住宅の規模と同様、持ち家が借家を上回っている。

居住密度を全国と比較すると、全国の一人当たり居住室の畳数は12.19畳、1室当たり人員は0.56人となっており、本県の方が全国に比べ、居住密度が低くなっている。〈付表3-5〉

表3-2 一人当たり畳数及び1室当たり人員  
—香川県・全国(平成15年)

	一人当たり居住室の畳数(畳)	1室当たり人員(人)
香川県	14.02	0.48
全国	12.19	0.56

### (4) 借家の家賃

1畳当たり家賃が高い非木造の民間借家

専用住宅の借家102,000戸の1畳当たりの家賃は2,033円となっている。これを住宅の所有の関係別にみると、非木造の民間借家が2,953円と最も高く、次いで木造の民間の借家が1,724円となっている。

専用住宅の借家の1畳当たりの家賃は、昭和58年から平成5年までの各5年間で30%近い高い増加率を示していたが、平成5年～10年では増加率が著しく低下し、平成10年～15年では減少に転じた。

特に、平成10年～15年で木造の民間借家では10.6%、非木造の民間借家では9.5%家賃が低下している。

専用住宅の1畳当たりの家賃を全国と比較すると、全国は2,863円で、本県の2,033円の1.4倍となっている。

所有の関係別に借家の1畳当たり家賃の全国平均を100として指数にしてみると、公団・公社の借家の53を最低に、本県はいずれも全国平均を下回っている。〈付表3-6〉

表3-3 所有の関係別借家(専用住宅)の1畳当たり家賃—香川県・全国(平成15年)

	総数	公営の借家	公団・公社の借家	民間借家(木造)	民間借家(非木造)	給与住宅
実数(円)						
香川県	2,033	829	1,684	1,724	2,953	975
全国	2,863	1,128	3,153	2,699	3,922	1,190
指数(全国=100)						
香川県	71	73	53	64	75	82
全国	100	100	100	100	100	100

( 5 ) 最寄りの生活関連施設までの距離

約 8 割の世帯は医療機関まで 1 km 未満

主世帯について、最寄りの医療機関（診療科目として内科、外科又は小児科のいずれかを含む常設の病院・医院・診療所等）までの距離をみると、医療機関まで「250m未満」の世帯は80,100戸で、全世帯の22.2%を占め、「250m～500m」の世帯が101,900戸で28.3%、「500～1000m」の世帯が99,800戸で27.7%となっており、1,000m未満の世帯は78.2%で約8割を占めている。

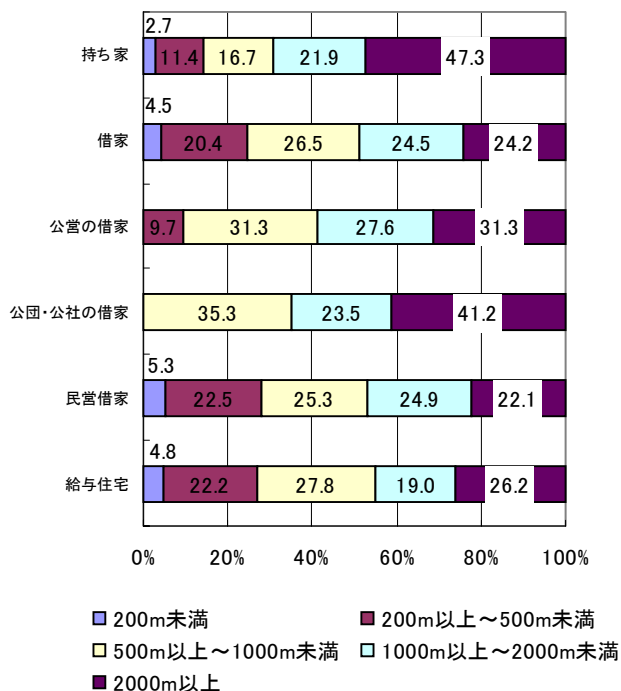
これを持ち家・借家の別にみると、医療機関までの距離が500m未満の割合は持ち家世帯（44.4%）が借家世帯（64.7%）を下回っている。＜付表3-7＞

駅まで遠い持ち家世帯

住宅の所有の関係別に最寄りの鉄道の駅までの距離別の割合をみると、1,000m未満の割合は、持ち家世帯が30.8%、借家世帯が51.4%で、2,000m以上の割合は持ち家世帯が47.3%、借家世帯が24.2%となっており、鉄道の駅までの距離は、持ち家世帯の方が借家世帯より遠くなっている。

借家世帯の内訳をみると、2,000m以上の割合は、公団・公社の借家世帯が41.2%と持ち家世帯と同様に高くなっており、民間借家の世帯は22.1%と低くなっている。＜付表3-8＞

図3-6 住宅の所有の関係別にみた最寄りの鉄道の駅までの距離別主世帯の割合  
—香川県（平成15年）



#### 4 居住水準の状況

政府が5年ごとに作成する住宅建設五箇年計画では、国民の住生活の質の向上を図る上で達成すべき目標の一つとして「居住水準」を定めている。ここでは、「第八期住宅建設五箇年計画」(平成13年策定)における最低居住水準と誘導居住水準に基づいて、世帯の実際の居住水準の状況を見る。

##### (1) 最低居住水準

95.9%の世帯が最低居住水準を確保

最低居住水準は、全国のすべての世帯が確保すべき水準として第三期住宅建設五箇年計画(昭和51年策定)から設定されている。平成15年における最低居住水準以上の世帯の割合は、95.9%となっている。

住宅の所有の関係別にみると、借家における最低居住水準以上の世帯の割合は93.3%で、持ち家の98.7%と比較して、5.4ポイント下回っている。借家の内訳をみると、公営の借家は91.8%、公団・公社の借家は88.2%、民間借家は93.2%、給与住宅は95.2%となっており、公団・公社の借家で低くなっている。また、住宅の建て方別にみると、一戸建は98.3%、長屋建は86.7%、共同住宅は90.6%となっている。

さらに居住水準の確保において重視される世帯人員3~5人の世帯(主世帯全体に占める割合42.5%)については、最低居住水準以上の世帯の割合が96.4%となっており、このうち借家の3~5人世帯では91.9%となっている。

<付表4-1>

全国における最低居住水準以上の世帯の割合は、91.0%で、本県の方が4.9ポイント上回っている。世帯人員3~5人の借家世帯についてみると、全国の最低居住水準以上の世帯は85.0%で、これについても本県の方が6.9ポイント上回っている。

<付表4-2>

図4-1 住宅の所有の関係別最低居住水準以上の世帯の割合  
-香川県(平成15年)

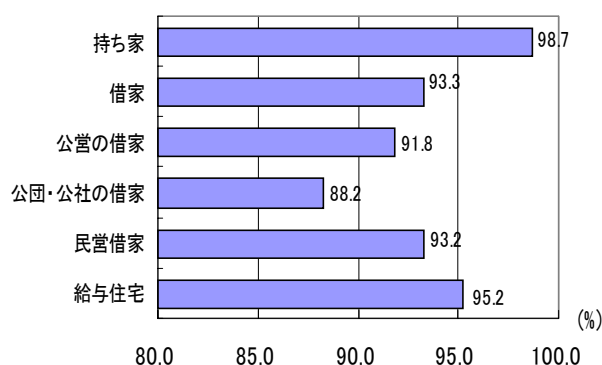
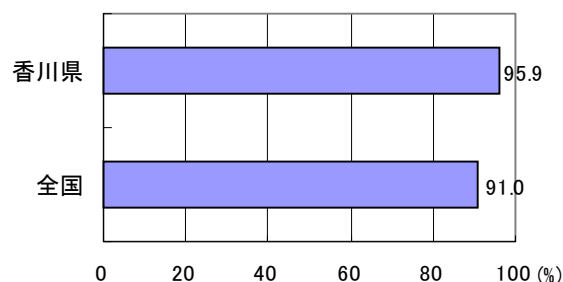


図4-2 最低居住水準を満たす世帯の割合  
-香川県・全国(平成15年)



## (2) 誘導居住水準

誘導居住水準以上の世帯は6割を超える

最低居住水準を9割以上の世帯が確保するようになった現在、更に高水準の指標である誘導居住水準が注目されており、平成27年度を目途に全国で3分の2の世帯が、また、すべての都市圏で平成22年度を目途に半数の世帯がその水準を確保できるようにすることが目標とされている。

誘導居住水準は、第五期住宅建設五箇年計画（昭和61年策定）において従来の平均居住水準に代わる指標として設けられ、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した「都市居住型」と都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した「一般型」の二つの水準が設定されている。

この調査では、都市居住型誘導居住水準を満たす共同住宅に住む世帯と一般型誘導居住水準を満たす共同住宅以外の住宅に住む世帯の合計をもって、誘導居住水準を満たす世帯としている。平成15年調査における誘導居住水準以上の世帯の割合は、63.6%となっており、平成10年の56.3%から7.3ポイント上昇して6割を超えた。

誘導居住水準を満たす世帯の割合を持ち家・借家の別にみると、持ち家が73.0%、借家が43.5%で、持ち家と借家の差は29.5ポイントとなっている。また、住宅の建て方別にみると、一戸建てが69.7%、長屋建が19.5%、共同住宅が51.8%となっており、さらに、世帯人員別にみると、2人世帯が79.0%と最も高く、次いで1人世帯が68.0%、3人世帯が64.5%となっている。〈付表4-1〉

誘導居住水準を満たす世帯の割合について全国と比較すると、全国は52.2%で、本県の方が11.4ポイント上回っている。住宅の建て方別についてみると、全国の一戸建の誘導居住水準以上の世帯は61.5%で、本県の方が8.2ポイント上回っており、また、共同住宅においても全国は41.4%で本県の方が10.4ポイント上回っている。〈付表4-2〉

図4-3 住宅の所有の関係別誘導居住水準以上の世帯の割合 - 香川県(平成15年)

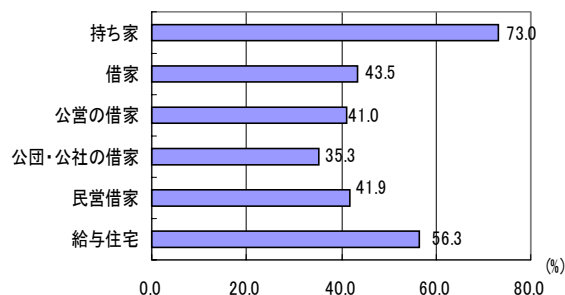
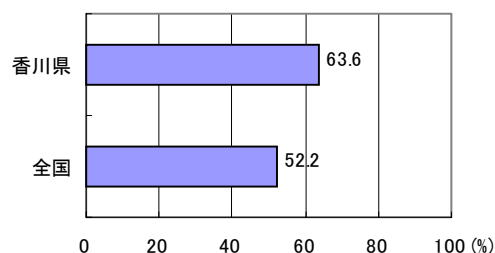


図4-4 誘導居住水準以上の世帯の割合 - 香川県・全国(平成15年)



## 5 高齢者のいる世帯

65歳以上の世帯員がいる主世帯を「高齢者のいる主世帯」とし、その世帯を次の三つに区分している。

高齢単身主世帯・・・65歳以上の単身者の主世帯

高齢夫婦主世帯・・・夫婦とも又はいずれか一方が65歳以上の夫婦一組のみの主世帯

その他の高齢者主世帯・・・高齢者のいる主世帯から上記の二つを除いたもの

高齢者と、生計をともにするその他の世帯員で構成される世帯

### (1) 世帯数の推移

#### 高齢者のいる主世帯は4割を超える

高齢者のいる主世帯の推移をみると、昭和58年には91,400世帯で、主世帯全体の31.6%であったが、昭和63年には100,000世帯を超え、平成15年には150,400世帯となり、主世帯全体の41.7%となった。

また、75歳以上の世帯員がいる主世帯は80,700世帯で、平成10年と比べて14.6%増加し、主世帯全体の22.4%にまで上昇しており、急速に高齢化が進んでいることを示している。〈付表5-1〉

これを全国と比較すると、全国の高齢者のいる主世帯の主世帯全体に占める割合は35.0%となっており、本県が6.7ポイント上回っている。世帯の型別でも、すべての区分で本県の方が上回っており、本県の高齢化が全国より一層進んでいることがわかる。〈付表5-1〉

図5-1 高齢者のいる主世帯の推移  
—香川県(昭和58年～平成15年)

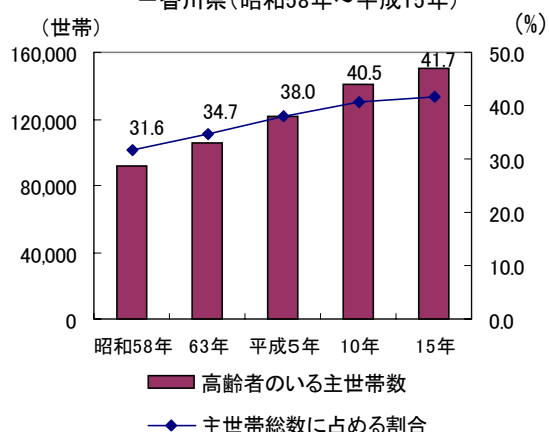
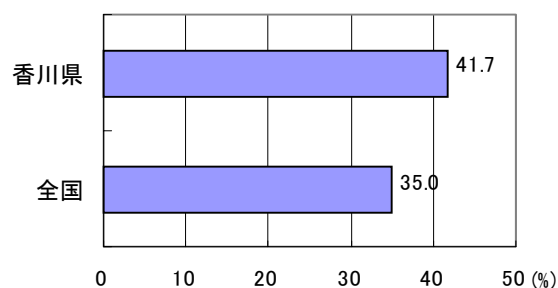


図5-2 高齢者のいる主世帯の割合  
—香川県・全国(平成15年)



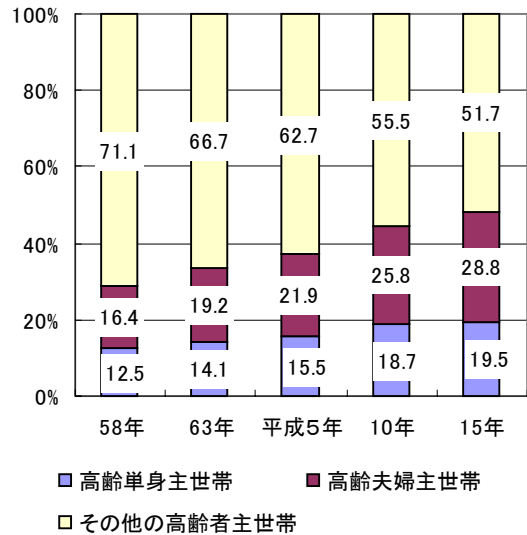
### 小規模化が進む高齢者のいる主世帯

高齢者のいる主世帯について、世帯の型別に平成10年からの増加率をみると、高齢単身主世帯が11.8%、高齢夫婦主世帯が19.3%、その他の高齢者主世帯が0.5%となっており、高齢夫婦世帯の増加が著しい。

また、高齢単身主世帯と高齢夫婦主世帯を合わせると、72,700世帯となり、高齢者のいる主世帯全体の48.3%を占めている。これは、平成10年の44.5%と比べると3.8ポイントの上昇となり、高齢者のいる主世帯の数が増加を続ける中、多人数同居型ではなく、高齢単身者のみ及び高齢者夫婦のみの世帯が増加し、世帯の小規模化が進んでいることを示している。

<付表5-1>

図5-2 高齢者のいる主世帯の世帯の型別割合—香川県(昭和58年～平成15年)



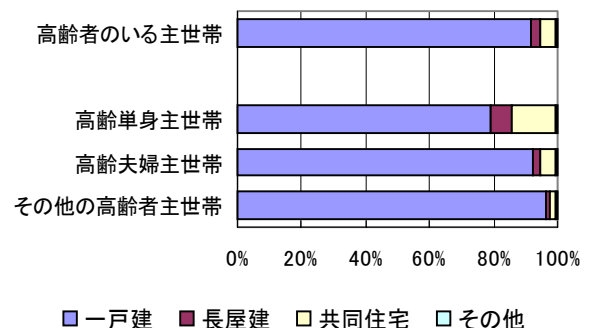
### (2) 住宅の建て方、所有の関係

#### 高齢者のいる主世帯は9割以上が一戸建に居住

高齢者のいる主世帯の居住する住宅について、その建て方別割合をみると、一戸建が91.8%、長屋建が2.5%、共同住宅が5.3%、その他が0.4%となっており、主世帯全体の割合(それぞれ71.4%、3.1%、25.1%、0.4%)に比べ、一戸建の割合が高くなっており、9割以上の世帯が一戸建に居住している。特にその他の高齢者主世帯では、一戸建が96.3%と、ほとんどが一戸建の住宅に居住する世帯となっている。

<付表5-2>

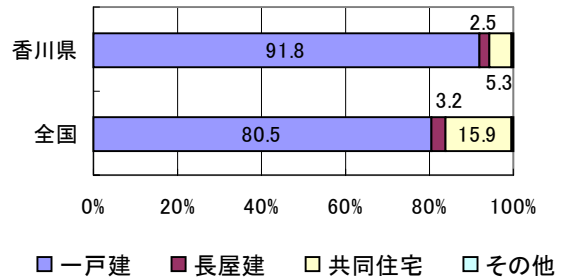
図5-4 高齢者のいる主世帯の世帯の型別住宅の建て方別割合—香川県(平成15年)



一戸建に居住する高齢者のいる世帯は全国平均を上回る

高齢者のいる主世帯の住宅の建て方別割合について全国と比較すると、全国は一戸建が 80.5%、長屋建が 3.2%、共同住宅が 15.9%となっており、本県の方が一戸建の割合は 11.3 ポイント上回っており、長屋建は 0.7 ポイント、共同住宅は 10.6 ポイントそれぞれ下回っている。 <付表 5-2>

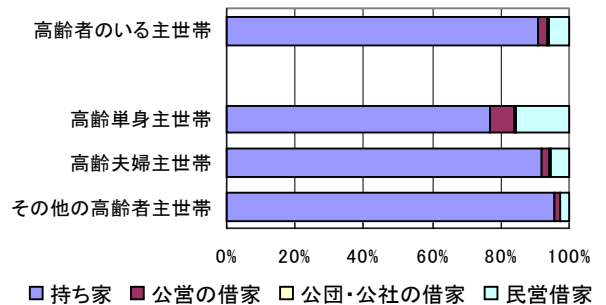
図5-5 高齢者のいる主世帯の住宅の建て方別割合 ー香川県・全国(平成15年)



高齢者のいる主世帯は9割以上が持ち家に居住

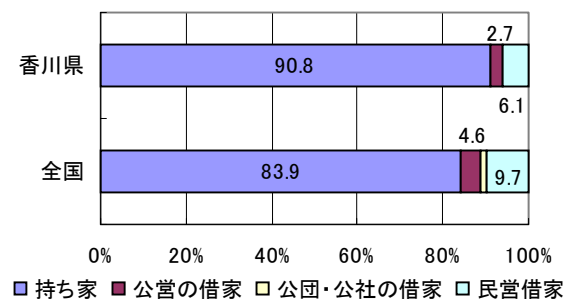
高齢者のいる主世帯について、住宅の所有の関係別割合をみると、持ち家が 90.8%、借家が 9.1%となっており、主世帯全体の割合(それぞれ 70.2%、28.6%)に比べ、持ち家の割合が高くなっている。特にその他の高齢者主世帯では、95.6%が持ち家に居住している。一方、高齢単身主世帯では持ち家の割合が 76.5%と低くなっている。

図5-6 高齢者のいる主世帯の世帯の型別住宅の所有の関係別割合ー香川県(平成15年)



借家の内訳をみると、民営借家(木造)が 4.4%と最も高く、次いで公営の借家 2.7%、民営借家(非木造) 1.7%などとなっている。特に、高齢単身主世帯の借家の割合は、23.5%と最も高くなっており、その半数以上が民営借家(木造)に居住している。

図5-7 高齢者のいる主世帯の住宅の所有関係別割合ー香川県・全国(平成15年)



全国では持ち家が 83.9%、借家が 16.0%となっており、本県の方が、持ち家の割合は 6.9 ポイント高くなっている。世帯の型別でみても、どの世帯区分でも持ち家の割合は全国を上回っている。

<付表 5-3>

(3) 居住状況

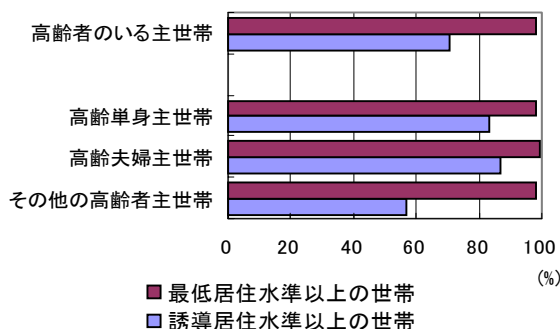
誘導居住水準以上の割合が低いその他の高齢者主世帯

高齢者のいる主世帯について、最低居住水準及び誘導居住水準を満たす世帯の割合をみると、最低居住水準以上の世帯は98.5%、誘導居住水準以上の世帯は70.6%となっている。

これを世帯の型別にみると、高齢単身主世帯では、最低居住水準以上が98.3%、誘導居住水準以上が83.3%、高齢夫婦主世帯では、それぞれ99.5%、87.1%となっている。

一方、その他の高齢者主世帯では、最低居住水準以上が97.9%、誘導居住水準以上が56.6%と誘導居住水準以上の世帯の割合がかなり低くなっている。〈付表5-4〉

図5-8 高齢者のいる主世帯の世帯の型別居住水準以上の世帯割合 - 香川県(平成15年)



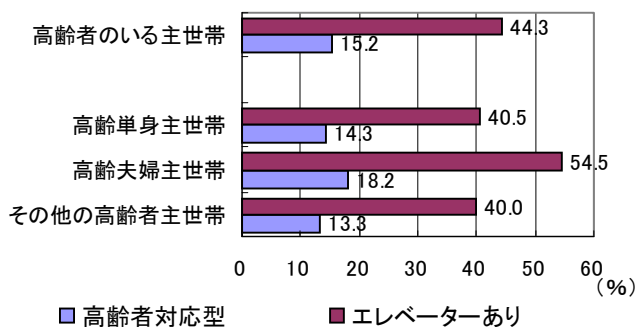
共同住宅に住む高齢者のいる主世帯のうち、高齢者対応型住宅に居住しているのは15.2%

共同住宅に居住する高齢者のいる主世帯について、共同住宅の設備状況をみると、エレベーターありの世帯の割合が44.3%となっている。

これを世帯の型別にみると高齢単身主世帯が40.5%、高齢夫婦主世帯が54.5%、その他の高齢者主世帯が40.0%となっている。

また、共同住宅に居住する高齢者のいる主世帯のうち、高齢者対応型の共同住宅に居住する世帯の割合は15.2%となっている。〈付表5-2〉

図5-9 共同住宅に居住する高齢者のいる主世帯の世帯の型別エレベーター付き共同住宅及び高齢者対応型共同住宅に居住する世帯割合 - 香川県(平成15年)



(注) 高齢者対応型の共同住宅とは、その敷地に接している道路から共同住宅内の各住宅の入り口まで、介助なしに車椅子で通行できる構造になっているもので、次の三つの要件をおおむね満たしているものをいう。

- 道路から住棟内まで高低差がある場合は、傾斜路が設置してあること
- エレベーターの入り口の幅が80cm以上あり、乗り場ボタン及びエレベーター内の操作盤が車椅子利用者に配慮した設計になっていること
- 共用の廊下に段差がなく、その幅が140cm以上あること



(4) 高齢者等のための設備工事

高齢者等のために設備工事をした世帯は10.9%

持ち家に居住する主世帯について、平成11年1月以降の高齢者や身体障害者などのための設備の工事（将来の備えを含む。）の状況をみると、工事をした世帯が27,600世帯で、主世帯全体の10.9%を占めている。このうち、高齢者のいる主世帯においては、工事をしたのは21,000世帯で高齢者のいる主世帯全体の15.4%となっており、高齢者のいる主世帯の方が工事した世帯の割合が高い。

工事をした世帯について、工事の内訳をみると、トイレの和式から洋式への改修といったトイレの工事が6.3%と最も多くなっており、次いで、浴室の工事が5.0%、階段や廊下の手すりの設置が4.1%、屋内の段差の解消が2.1%となっている。

表5-1 平成11年以降の高齢者等のための設備の工事状況別  
持ち家に居住する主世帯数 — 香川県(平成15年)

	総 数	65歳以上の世帯員 のいる世帯
持ち家に居住する主世帯総数（世帯）	252,800	136,600
工事した <sup>1)</sup>	27,600	21,000
階段や廊下の手すりの設置	10,400	7,700
屋内の段差の解消	5,300	3,300
浴室の工事	12,600	9,600
トイレの工事	16,000	12,700
その他	4,400	3,500
工事しない	225,200	115,500
割合（%）		
持ち家に居住する主世帯総数	100.0	100.0
工事した <sup>1)</sup>	10.9	15.4
階段や廊下の手すりの設置	4.1	5.6
屋内の段差の解消	2.1	2.4
浴室の工事	5.0	7.0
トイレの工事	6.3	9.3
その他	1.7	2.6
工事しない	89.1	84.6

1)複数回答があるので、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

## 6 住宅・土地所有の概況

以下で述べる世帯の住宅及び土地は、その世帯の世帯員（世帯主を含む。）が所有名義人となっている住宅及び土地をいう。

### 全国より高い住宅・土地の所有率

平成 15 年 10 月 1 日現在の世帯における住宅と土地の所有状況をみると、住宅を所有している世帯が 233,000 世帯、土地を所有している世帯が 225,000 世帯となっており、それぞれ普通世帯（350,000 世帯）全体の 66.6%、64.3%となっている。注 1)

住宅を所有している世帯のうち、現住居を所有しているのは 229,000 世帯で 65.4%、現住居以外の住宅を所有しているのは 34,000 世帯で 9.7%である。注 2)

また、土地を所有している世帯のうち、現住居の敷地を所有しているのは 216,000 世帯で 61.7%となっている。また、現住居の敷地以外の土地を所有しているのは 97,000 世帯で 27.7%となっており、このうち、現住居の敷地以外の宅地などを所有しているのは 49,000 世帯で、14.0%となっている。

全国の住宅を所有している世帯の割合は 56.2%、土地を所有している世帯の割合は 53.5%となっており、本県の方が住宅・土地の所有率は上回っている。〈付表 6-1〉

注 1) 以下、ここでいう世帯はすべて普通世帯としている。また、普通世帯のうち住宅や土地を所有する世帯の割合を所有率という。

注 2) 住宅や土地の所有については、ひとつの世帯が現住居と現住居以外の複数を所有する場合があるため、内訳の計は総数に一致しない。

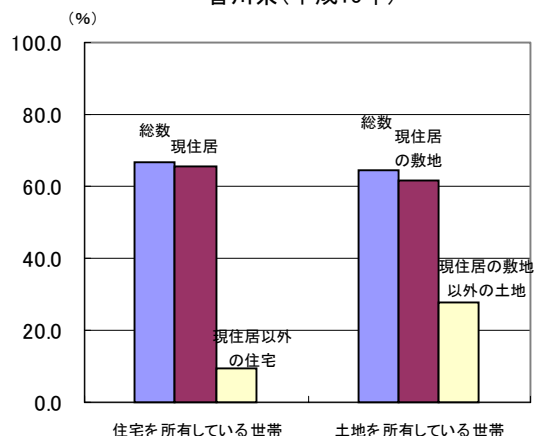
### 現住居の敷地以外の宅地などの所有率は増加

現住居以外の住宅を所有している世帯の普通世帯に占める割合（現住居以外の住宅所有率）9.7%は、平成 10 年の 10.6%に比べ 0.9 ポイント低下している。

現住居の敷地以外の土地を所有している世帯の普通世帯に占める割合（現住居の敷地以外の土地所有率）27.7%は、平成 10 年の 32.2%に比べ 4.5 ポイント低下している。このうち、現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯の普通世帯に占める割合（現住居の敷地以外の宅地などの所有率）14.0%は、平成 10 年の 13.8%に比べ 0.2 ポイント上昇している。

〈付表 6-1〉

図6-1 世帯における住宅と土地の所有率  
—香川県(平成15年)



年齢階級が高い世帯で住宅と土地の所有率が高い

世帯の家計を主に支える者の年齢階級別に住宅の所有率をみると、「25～29歳」では12.5%と低いが、年齢階級が高くなるにつれておおむね所有率が上昇し、「35～39歳」で50%を超え、「60～64歳」では84.4%と最も高くなっている。これを現住居と現住居以外の住宅に分けてみると、ともに年齢階級が高くなるにつれて所有率が高くなる傾向がある。

同じく、年齢階級別に土地の所有率をみると、住宅の所有率と同様に年齢階級が高くなるにつれておおむね土地の所有率も上昇し、「60～64歳」が81.3%と最も高くなっている。これを現住居の敷地と現住居の敷地以外の土地に分けてみると、共に年齢階級が高くなるにつれて所有率も高くなる傾向があり、現住居の敷地では「60～64歳」が最も高く、現住居の敷地以外の土地では「65歳以上」が最も所有率が高くなっている。

住宅と土地の所有率を年齢階級別に比較すると30歳～64歳の年齢階級で住宅の所有率が土地の所有率を上回っており、「30～34歳」では5.0ポイント差、「40～44歳」では11.6ポイント差と、「40～44歳」までは年齢階級が高くなるほどその差は大きくなる傾向にある。

全国の年齢階級別所有率と比べてみると、「25歳未満」を除くすべての年齢で、住宅の所有率、土地の所有率ともに本県の方が上回っている。

< 付表 6-2 >

自営業主で住宅と土地の所有率が高い

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位別に住宅の所有率をみると、「自営業主」が89.5%と最も高くなっている。同じく、従業上の地位別に土地の所有率をみると、自営業主(87.7%)が最も高く、住宅の所有率とほぼ同様の傾向となっている。「自営業主」も「雇用者」も土地の所有率よりは住宅の所有率の方が高くなっている。 < 付表 6-3 >

図6-2 世帯の家計を主に支える者の年齢階級、住宅の所有状況別住宅所有率 - 香川県(平成15年)

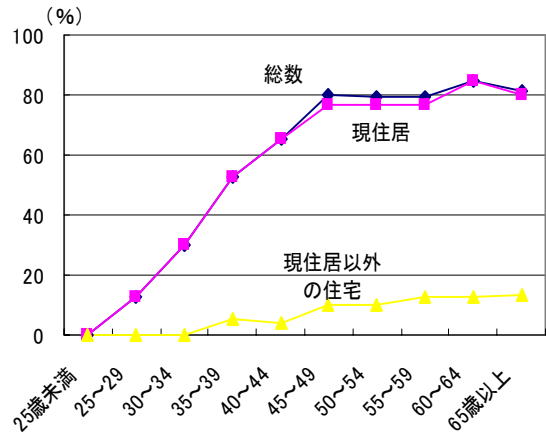


図6-3 世帯の家計を主に支える者の年齢階級、土地の所有状況別土地所有率 - 香川県(平成15年)

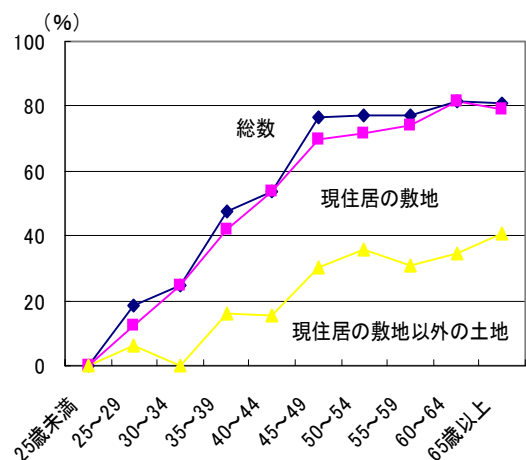
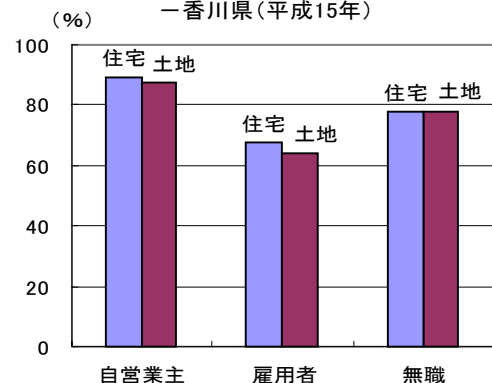


図6-4 世帯の家計を主に支える者の従業上の地位別住宅と土地の所有率 - 香川県(平成15年)



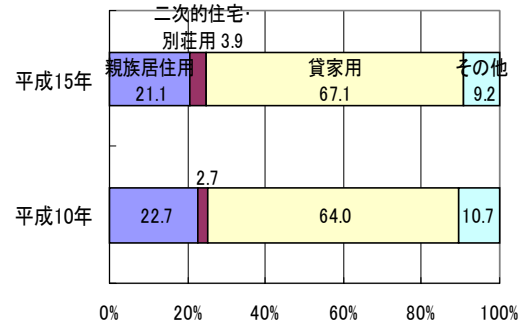
## 7 世帯が所有する現住居以外の住宅

世帯が現住居以外に所有する住宅は76,000戸

平成15年10月において現住居以外に住宅を所有する普通世帯は34,000世帯となっている。これらの世帯が所有する現住居以外の住宅数は76,000戸となっており、1世帯当たり2.2戸の住宅を所有していることになる。

これらの世帯が現住居以外に所有する住宅の用途（何に使われているのか）をみると、「貸家用」が51,000戸と最も多く、現住居以外の住宅数の67.1%を占めている。次いで「親族居住用」が16,000戸で21.1%、売却用や取り壊すことになっている住宅である「その他」が7,000戸で9.2%、「二次的住宅・別荘用」が3,000戸で3.9%となっている。〈付表7-1〉

図7-1 普通世帯が現住居以外に所有する住宅の用途別割合 - 香川県(平成10年~15年)



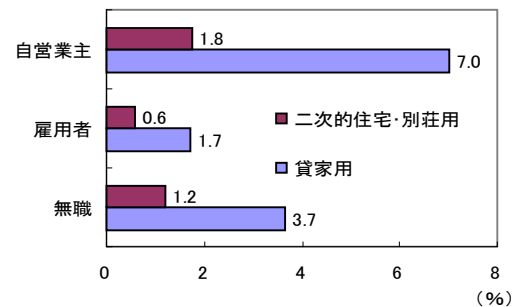
「自営業主」では、「貸家用」の住宅所有率が高い

現住居以外に所有する住宅の用途別の所有率をみると、「親族居住用」が4.3%と最も高く、次いで「貸家用」が2.9%、「その他」が1.7%、「二次的住宅・別荘用」が0.9%となっている。

これを世帯の家計を主に支える者の従業上の地位別にみると、「自営業主」では、「貸家用」が7.0%、「親族居住用」が7.0%、「その他」が3.5%、「二次的住宅・別荘用」が1.8%と、他の従業上の地位より高くなっている。

また、現住居以外に住宅を所有している世帯について1世帯当たり所有戸数を世帯の家計を主に支える者の従業上の地位別にみると、「自営業主」が3.7戸と最も多くなっている。〈付表7-2〉

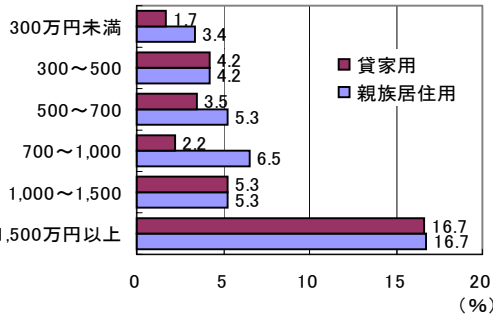
図7-2 世帯の家計を主に支える者の従業上の地位別にみた現住居以外に所有する住宅の用途別所有率 - 香川県(平成15年)



年収「1,500万円以上」の世帯では、「貸家用」「親族居住用」の住宅所有率が高い

世帯の年間収入階級別に現住居以外に所有する住宅の用途別所有率をみると、各用途とも年間収入階級が高くなるにつれて所有率はおおむね上昇しており、「1,500万円以上」では「貸家用」「親族居住用」ともに16.7%と高い所有率となっている。<付表7-3>

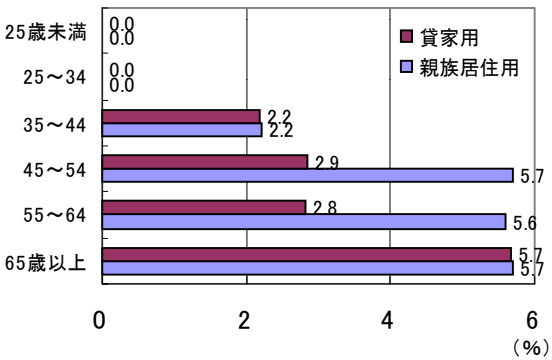
図7-3 世帯の年間収入階級別にみた現住居以外に所有する住宅の用途別割合  
—香川県(平成15年)



「65歳以上」で「貸家用」の住宅所有率が高い

家計を主に支える者の年齢階級別に現住居以外に所有する住宅の用途別所有率をみると、各用途ともほぼ年齢階級が高くなるにつれておおむね所有率が上昇しており、「貸家用」では、「65歳以上」が5.7%で最も高く、「親族居住用」では「45~54歳」「65歳以上」が5.7%、「二次的住宅・別荘用」では「55~64歳」が1.4%と最も高くなっている。<付表7-4>

図7-4 家計を主に支える者の年齢階級別にみた現住居以外に所有する住宅の用途別割合  
—香川県(平成15年)



## 8 世帯が所有する現住居の敷地以外の宅地など

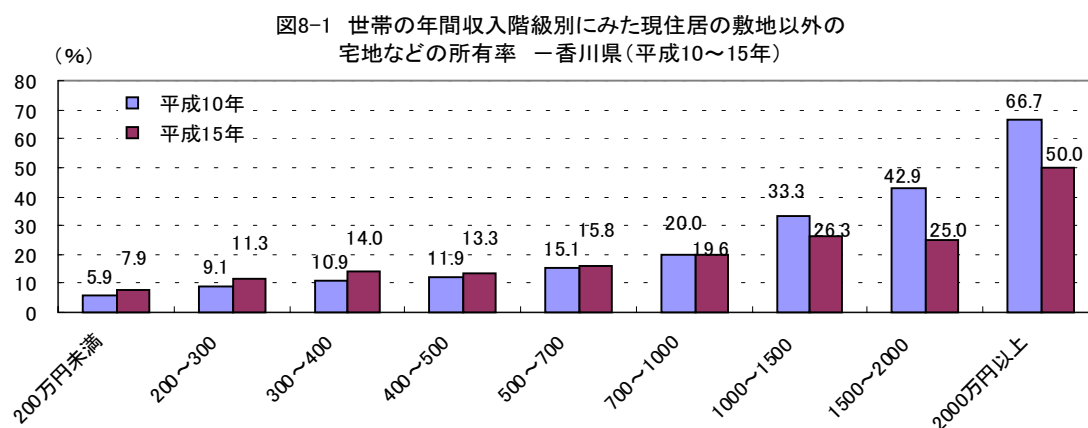
年収が高い世帯で宅地などの所有率が高い

現住居の敷地以外に宅地などを所有する普通世帯は 49,000 世帯で、普通世帯に占める割合（宅地などの所有率）は 14.0%である。この世帯が所有する現住居の敷地以外の宅地などの件数は、58,000 件となっており、1 世帯あたりの所有件数は 1.2 件となる。

世帯の年間収入階級別に現住居の敷地以外の宅地などの所有率をみると、「200 万円未満」の 7.9%から、年間収入階級が高くなるにつれて宅地などの所有率も高くなっており、「2,000 万円以上」では、50.0%となっている。

また、1 世帯当たり所有件数も年間収入階級が高くなるにつれておおむね多くなっており、「200 万円未満」の 1.0 件に対し、「2,000 万円以上」では 1.5 件となっている。

全国の所有率は 10.9%となっており、本県の方が 3.1 ポイント上回っている。〈付表 8-1〉



宅地などの 65.3%が住宅用地として利用

普通世帯が現住居の敷地以外に所有する宅地などの 58,000 件について、利用現況別割合をみると、「主に建物の敷地として利用」が 62.1%と最も多く、次いで屋外駐車場、スポーツ・レジャー用地などの「主に建物の敷地以外に利用」が 17.2%、空き地や原野などの「利用していない」が 15.5%となっている。

取得時期をみると、平成 2 年以前の取得が 69.0%と約 7 割を占め、平成 13 年以降は 6.9%となっている。

取得方法については、「相続・贈与で取得」が 46.6%と最も高く、次いで「個人から購入」が 32.8%となっている。〈付表 8-2〉